平成27年4月1日制定

(目的)

第1条 この規定は、防府市農業委員会(以下「本委員会」という。) が整備する農地台帳の適時・適切な情報の更新を図るため、農地法 (昭和27年法律第229号)、農地法施行令(昭和27年政令第4 45号)および農地法施行規則(昭和27年農林省令代79号)に 定めるもののほか、その記録内容の点検及び補正(以下「点検等」 という。)に関する事項を定め、もって本委員会の法令業務の適正か つ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的とする。

(点検等の対象となる事項)

第2条 農地台帳の点検等は、「農地台帳の整備項目および台帳システムの改修について」(平成26年7月2日付け26会議所発346号全国農業会議所会長通知)1の(1)及び(2)に示された記録事項について、本委員会の区域において該当する全ての農地を対象に実施するものとする。

(定期的な点検等の実施等)

- 第3条 本委員会は、毎年、農業委員会選挙人名簿の調製の時期と並行して1月から2月までの間に農地台帳の点検を実施するものとする。
- 2 前項の点検等は、農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書 の審査及び選挙資格の調査並びに次項による調査を通じて把握した 情報に基づき実施するものとする。
- 3 農地台帳の記載事項のうち、農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査によっては情報を把握することができないものについては、別途、調査を実施するものとする。
- 4 農地台帳の記録のうち、農地法第30条に基づく農地の利用状況 調査、農地法第32条及び第33条に基づく利用意向調査、遊休農

地の措置の状況については、農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施後に把握した情報に基づき整理するものとする。

(随時補正の実施)

第4条 前条による点検等のほか、農業委員会の日常的な事務処理や 農業委員の活動等を通じ、農地台帳の記録内容を補正する必要があ る場合には、その都度、速やかにこれを反映するものとする。

(住民基本台帳等のデータとの照合)

第5条 前条による点検、補正等のほか、農地台帳の記載事項のうち 世帯及び経営農地等の状況については、毎年1回以上、住民基本台 帳及び固定資産課税台帳との照合を行い、その結果を反映するもの とする。

(点検等の実施管理)

第6条 農地台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を置き、当該者に農業委員会事務局長を充てるものとする。

(記載内容の公表等)

第7条 農地台帳の公表は、農地法第52条の3に基づき「インターネットによる公表」、「農業委員会による窓口公表等」により実施する。

(インターネットによる公表)

第8条 農地台帳及び農地に関する地図におけるインターネットの公表は、農地情報公開システムにおいて実施する。農業委員会は全国農業会議所により定められた時期において、農地台帳のインターネットで公表する記録内容を指定のデータ形式等で全国農業会議所に提供する。

(窓口での公表等)

第9条 農地台帳の窓口での公表等は、これらの情報の閲覧・提供を 希望する者(以下「請求者」という。)からの請求に基づき、農地台 帳に記録されている事項の一部を記載した書面(閲覧用農地台帳及 び農地台帳記録事項要約書)を閲覧及び交付することにより実施す る。

(農地台帳記録事項要約書の交付及び農地台帳の閲覧の請求情報等)

- 第10条 請求者は、農地台帳の閲覧・提供を請求するときは、次に掲 げる事項を内容とする情報(以下「請求情報」という。)を提供しな ければならない。
  - (1) 請求人の氏名又は名称、住所
  - (2) 請求する農地の所在・地番
  - (3) 請求人の連絡先
  - (4) 農地台帳情報の使用目的
  - (5) 交付の請求をする場合にあっては、請求に係る書面の通数 (請求の方法等)
- 第 11 条 請求者は、別記第 1 号様式により請求情報を記載した書面 (以下「請求書」という。)を農業委員会に提出する方法によりしな ければならない。

(閲覧用台帳の作成)

第12条 閲覧用農地台帳は、別記第2号様式により作成するものとする。

(農地台帳記録事項要約書の作成)

第13条 農地台帳記録事項要約書は、別記第3号様式により作成するものとする。

(閲覧の方法)

第14条 農地台帳の閲覧は、農業委員会職員の面前でさせるものとする。

(手数料の徴収)

- 第 15 条 農地台帳の閲覧および農地台帳記録事項要約書を交付する際は、請求者から手数料を徴収するものとする。
- 2 前項の手数料の額は、防府市手数料条例にて定めるものとし、農地一筆あたり200円を徴収する。

(農地中間管理機構への農地台帳記録事項の提供)

第16条 農地法施行規則第103条第1項に基づき、農地中間管理機

構(以下「機構」という。)に対して、その求めに応じて、農地台帳 に記録された事項を提供するものとする。

2 前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、 当該事項の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該事項適切な 管理のために必要な条件を付することとし、機構への情報提供の方 法等については、機構と協議して定めることとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(別記第1号様式)

## 農地台帳

### 閲 覧 記録事項要約書交付

# 請求書

(宛先)防府市農業委員会

年 月 日

X	太線	のなか	に記載し	してください。	_
/₌ヽ		VJ ' C / J '	1-00#		э

	住 所					
	ふりがな					
窓口に来られた人 (請求人)	氏 名					
(6月水人)	連絡先					
	使用目的					
	請求する農地の所在・地番					
※該当事項の□にレ印をつけてください。						
□ 農地台帳の閲覧						
□ 農地台帳記録事項要約書交付						
交付枚数	手数料	受付·交付年月日				

### 閲覧用農地台帳

年 月 日 防府市農業委員会

所在				
地目	登記		現況	
面積	登記		現況	
	農振法			
地域区分	都市計画法			
	生産緑地法			
	氏名・名称			
所有者	農地に関する 意向			
	共有者氏名・ 名称			
	氏名・名称			
耕作者	整理番号			
(賃借者)	賃借権等権利 設定の内容	権利の種類		
		存続期間		
農地中間管理	中間管理権			
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果		
<b>姓</b>	利用意向調査	調査結果		

【注意書き入力】 年 月時点の内容です。

#### 農地台帳記録事項要約書

年 月 日 防府市農業委員会

所在					
地目	登記	_	_	現況	
面積	登記	_		現況	
	農振法	_			
地域区分	都市計画法	_			
	生産緑地法				
所有者	農地に関する 意向				
	整理番号				
耕作者 (賃借者)	賃借権等権利 設定の内容	権利の種類			
		存続期間			
農地中間管理	中間管理権				
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果			
近小長地萬尔	利用意向調査	調査結果			

【注意書き入力】 年 月の状況です